

**質問** 多文化共生のためには、他の文化を尊重する事と同時に日本のマナーやルールを示す必要があります。町の情報を共有することも重要と考えます。また相互の理解によって多文化共生は成り立ちます。日本語で意志疎通ができる場合は、問題ないと思いますが、簡単な日本語しかわからない場合等は、その国の言語で意思を伝える必要があります。朝日町での多文化共生に取り組みの基本的な指針は、どのようになっていますか。朝日町では、現在および今後、どれくらいの言語へ対応することを考えていますか。また、日本語以外の言語に対応する場合、通訳や翻訳ができる人が必要になると思いますが、随時、必要な時にそのような人に連絡や依頼ができる体制はできていますか。

**回答** 基本的な指針につきましては、統一的な指針はございませんが、外国人への対応につきましては、それぞれの部署におきまして、必要に応じて対応いたしております。また、どれくらいの言語へ対応することを考えていますかについて、でございますが、今後、ホームページでの情報発信を含め、窓口対応における手続など、4～5ヶ国語での対応を検討してまいります。また、通訳や翻訳ができる人的体制は、できていますかについて、でございますが、現在、人的体制は整えておりませんので、今後、外国人への窓口対応のあり方について、検討してまいります。

**質問** 全国的に留学目的で入国し、労働をしてかなりの収入を得ている一方で税金や料金の滞納をしている留学生が多いと報道などで見聞きします。収入が多ければ、滞納した場合、金額も大きくなります。税金、国民健康保険等の書類は難解なところが多く、理解できない外国人も多いのではないかと考えています。それらの書類、また、その滞納などがあった場合の督促状などで、日本語以外の言語での表示を考えていますか。

**回答** 役場窓口全体に関わることであると思っております。現在のところ、役場に来庁する外国人の

方で日本語を理解できない方は、日本語を理解できる友人等と同行で来庁されています。しかし、今後は、理解できない方の為にホームページの外国語表記や窓口における外国語による対応等を検討していかなければならないと考えています。

**質問** ゴミ出しのルール等は周辺の住民や自治区との関係を円滑にする上で必要です。ゴミの処理の問題は、クリーンセンターの問題だと考えますが、直接住民に説明し指導するのは行政です。ゴミの分別方法については、多言語での表示がなされています。しかし、重要なことはそれを守ってもらうことです。行政としてはどのように取り組んでいますか。今後、クリーンセンターとの話し合いが必要だと思いますが、どのような言語まで対応するつもりですか。

**回答** 転入手続きの際に説明いたしております。現在日本語を含め5ヶ国語で収集日程表を作成しており、転入者に応じた収集日程表を配布しています。その他の言語につきましては、状況を見ながら検討してまいります。

**質問** 小・中学校において、日本語ができない児童や生徒が来た場合の問題点はどのようなもので、対応はどのようになっていますか。日本との文化的な差異によって、日本の学校の方針と相入れない場合また、先生の指示に従わない場合には、どのような対応・対策をしていますか。

**回答** 外国人児童生徒を受け入れる学校の課題は多種多様であります。

- ①言語・文化の多様性への配慮。特に宗教の違いによる給食や服装、体育や水泳等の参加などへの配慮
- ②日本にきた理由・時期、将来設計の多様性への対応
- ③家庭環境、経済環境への配慮
- ④学校への適応、居場所の確保への支援
- ⑤学習するための言語能力の習得支援
- ⑥母語、母文化を尊重しながら児童生徒と保護者の期待に応える学習の保障と進路保障

⑦母語・母文化の保持への支援など、多岐にわたります。

これらの対応として、まず何より支援体制を整えるために必要となるものへの合意形成を構築する対話が最も大切になります。受け入れに当たっては、外国人児童生徒が学級で居場所を作れるために「異文化理解」「国際理解」「人権の尊重」などの教育が必要不可欠で、違いを認め、互いに助け合える共生を目指した学級、学校づくりを推進することこそが大切であると考えており、合わせて校内の教職員のそれぞれが連携して教育に当たることが重要となります。また、外国人児童生徒には当然ながら、日本語指導をはじめ特別な指導が必要となります。学校での支援体制づくりは学校のみでは不可能で、教育委員会において日本語適応指導員の配置などの支援体制を整えることが必要で、学校で必要となる具体的な支援、例えば教員研修や教材、就学案内、就学援助などの整備と活用、進路指導などの課題への対応など、総合的な取組への協力が必要と考えます。次に、学校方針と相入れない場合や先生の指示に従わない場合の対応・対策については、国籍を有する場合とそうでない場合で対応が違ってきます。有する場合は、当該児童生徒の思いに寄り添いながら日本人児童生徒と同じ指導体制による一貫した指導を行い、保護者への理解に努めます。有しない場合、その子どもに日本の教育を受けさせる義務はありませんので、近隣の関係機関と連携しながら、在日外国人学校やインターナショナル・スクールでの学習、IT技術や通信教育などの多様な形態での学習など、その保護者と子どもたちに様々な学習の場の選択ができるよう提案してまいります。